

学校法人香川栄養学園 研究者行動規範

学校法人香川栄養学園（以下「本法人」という。）は、食による人間の健康の維持・増進という建学の精神に基づき、研究の自由と研究者の主體的な判断に基づく研究活動を保証する一方、学術研究に対する社会からの信頼と負託に応える使命を持つ。本法人は、この使命を達成するために、日本学術会議の声明「科学者の行動規範について（平成18年10月3日）」および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日 文部科学省制定）」に準拠し、本法人が設置する学校に所属し研究活動を行う全ての者（以下「研究者」という。）及びこれを支援する全ての者が遵守すべき行動規範を定める。

研究者は、この行動規範に定める事項を遵守し、自らが行う学術研究の適切なマネジメントに努めると共に、本法人の建学の精神を踏まえ、広く社会の発展に寄与し、社会からの期待に応えるよう努めなければならない。

（研究者の責任）

1. 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を生かし、人類の食と健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の行動）

2. 研究者は、科学の自立性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

（自己の研鑽義務）

3. 研究者は自らの専門知識・能力の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、最善の判断と姿勢を示すように、たゆまず努力する。また、定められた研究倫理教育を受講しなければならない。

（説明と公開）

4. 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(研究活動の適切な管理)

5. 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するように努める。

(研究費の適正使用)

6. 研究者は、研究費の原資が、学生からの学費の他、国・地方公共団体等から交付される補助金・助成金、及び企業等から負託されたものであることを常に認識し、研究費ごとに定められた規則及び契約等を遵守し、その適正使用に努める。

(研究環境の整備)

7. 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究環境の質的向上に積極的に取り組む。
また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(法令の遵守)

8. 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、国が定める法令や関係規則、本法人及び設置する学校が定める倫理規程等を遵守する。

(研究対象などへの配慮)

9. 研究者は、研究協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮し、研究実施において入手した個人情報の保護に努める。また、動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

10. 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(差別の排除)

11. 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応し、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

12. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

平成 26 年 12 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日改正